

# R8年度相模原市立若松小学校 いじめ防止基本方針

**【目指す子どもの姿】**  
 豊かな心で生き生きと活動する子  
 つよい子 (自立)～進んで健康な身体をつくる子～  
 かしこい子 (創造)～進んで学びに向かう子～  
 あたたかい子 (共生)～進んで人と関わろうとする子～

**【家庭・地域との連携】**  
 ○若松小学校 PTA  
 ○学校評議員  
 ○教育支援ボランティア  
 ○安全ボランティア  
 ○自治会  
 ○公民館  
 ○青少年健全育成協議会  
 ○個人面談  
 ○学校便り  
 ○学年便り 等

**【校内組織】**  
**【いじめ防止対策委員会】**  
 (委員長) 校長  
 (副委員長) 副校長  
 (委員)  
 教務主任、学級担任、学年主任  
 児童支援専任教諭  
 養護教諭  
 支援教育コーディネーター  
 青少年教育カウンセラー  
 スクールソーシャルワーカー

**【関係機関との連携】**  
 ○教育委員会  
 ○青少年相談センター  
 ○南子育て支援センター  
 ○児童相談所  
 ○警察署、県警少年相談保護センター  
 ○民生委員児童委員会  
 ○中学校区小中連携教育推進協議会  
 ○ケース会議

**【いじめの未然防止】**  
 いじめは、すべての児童等に関係することと捉え、安心して学習等に取り組むことができ、学校内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。  
 (1) 児童が主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。  
 (2) 学校の教育活動全体を通して、児童の自己有用感を高める機会を充実させる。  
 (3) 学校の教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育の充実を図るとともに、読書活動、体験活動などを推進する。  
 (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。  
 (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と連携した取組を推進する。

**【いじめの早期発見】**  
 いじめを行わないよう、また、いじめを認識しながらこれを放置することなく、すべての児童がいじめの問題に関して理解を深め、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることをめざす。  
 (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。  
 (2) アンケート調査や教育相談などにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見に努める。  
 (3) 支援会議を定期的に関き、児童やクラスについての情報共有を行う。  
 (4) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことのできる体制を整備する。

**【いじめへの対処】**  
 いじめを発見・認知した場合には、特定の教員で抱え込まず速やかに対応する。  
 (1) 正確な実態把握  
 ・当事者双方や周りの子どもからの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。いじめであるか否かの判断は組織的に行う。  
 (2) 指導体制、方針決定(いじめ防止対策委員会を効果的に活用する。  
 ・教職員全体で共通理解を測り、指導のねらいを明確にする  
 ・問題に対して、一人で抱えるのではなく、校長を中心に指導体制を整える。  
 ・教育委員会、関係諸機関と連絡調整・連携を密に行う。  
 (3) 子どもへの指導・支援  
 ・いじめられた子どもの保護に努め、心配事や不安を取り除く。  
 ・教育的配慮を十分行い、その再発防止のため毅然とした態度で加害者児童、保護者等に指導や支援を行う。

## ☆ いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 行為をしたもの(A)も行為の対象となったもの(B)も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

## 1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

## 2 いじめの防止等のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称:いじめ防止対策委員会
- 構成員:校長・副校長・教務主任・学級担任・児童支援専任・養護教諭  
支援教育コーディネーター・青少年教育カウンセラー スクールソーシャルワーカー
- 委員会を中心にした取組み
  - ①いじめ防止、早期発見のために、全児童を対象に定期的にアンケート調査を実施する。
  - ②学年会、支援会議、打ち合わせ等で児童の様子について情報交換を積極的に行う。
  - ③事案が発生した場合、会議を開き、対応策について協議する。

## 3 いじめ未然防止の取り組み

いじめは、どの児童にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの防止に取り組む。

- (1)児童が主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ①授業の充実:一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを行う。
  - ②居場所づくり:一人一人が自ら参加したり、活躍したりできる場(遊び、集団活動、異学年交流等)を大切にする。
  - ③社会性の育成:ソーシャルスキルトレーニングを通して、互いを受け入れる温かい集団づくりを行う。
- (2)学校の教育活動全体を通して、児童の自己有用感を高める機会を充実させる。
  - ①あいさつ運動:児童会を中心として、明るく元気な挨拶が行き交う学校風土を醸成する。
  - ②異学年交流:上級生が下級生の世話をし、下級生は上級生の姿を見て学ぶという経験を通して、人の役に立つ自信をもつことができるようにする。(ふれあいタイム)
- (3)学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実を図るとともに、読書活動、体験活動などを推進する。
  - ①人権教育の充実:一人一人のよさや違いを認め合う集団づくりを行う。自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める態度を育てる。
  - ②道徳教育:道徳学習の充実を図る。
  - ③体験活動:栽培活動や美化活動を通して、やさしい心を育む。
  - ④読書活動:ボランティアと連携し、読み聞かせを積極的に行い、本との出会いの場を広げるとともに、豊かな心を育む。
- (4)いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
  - ①命の大切さや人権の尊さについて、朝会や学級活動、道徳の時間等を通して継続して指導する。
  - ②教職員自らが、児童や保護者、教職員間で人権意識をもって接することができるように研修を実施し、人権感覚・人権意識の高揚を図る。
  - ③児童指導の情報交換を定期的に行う。
- (5)学校、PTA、地域の関係団体等と連携した取組を推進する。
  - ①あいさつ運動
  - ②安全ボランティア
  - ③青少年健全育成協議会
  - ④中学校区小中連携教育推進協議会

#### 4 いじめの早期発見の取り組み

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
  - ① 休み時間や放課後の会話の中から、児童のかかわりの状況を把握する。
  - ② 言葉遣いや行動に注意を払い、友だちを傷つけるようなことがないか意識して見守る。
  - ③ 持ち物の紛失や破損、いたずらがでないかを確認する。
  - ④ 学年会、職員打ち合わせごとに情報交換を行い、情報を共有し、対応を充実させていく。
  - ⑤ 発達障害を含む障害のある児童等について個々の障害の特性への理解を深め、教育的ニーズに応じた支援を行う。
- (2) アンケート調査や教育相談などにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見に努める。
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行う体制を整備する。
  - ① 青少年教育カウンセラーによる相談、校内巡回〈毎週金曜日〉
  - ② 相談窓口との連携・児童への紹介(タブレット PC から検索可能)
    - さがみはら子ども SOS ダイアル 042-707-7053
    - さがみみ 0120-786-108
    - ヤングテレホン相談 042-755-2552
    - 24時間子ども SOS ダイアル 0120-0-78310
    - 子育て支援センター(南区) 042-701-7700
    - 教育相談課(南相談室) 042-749-2177

#### 5 いじめへの対処

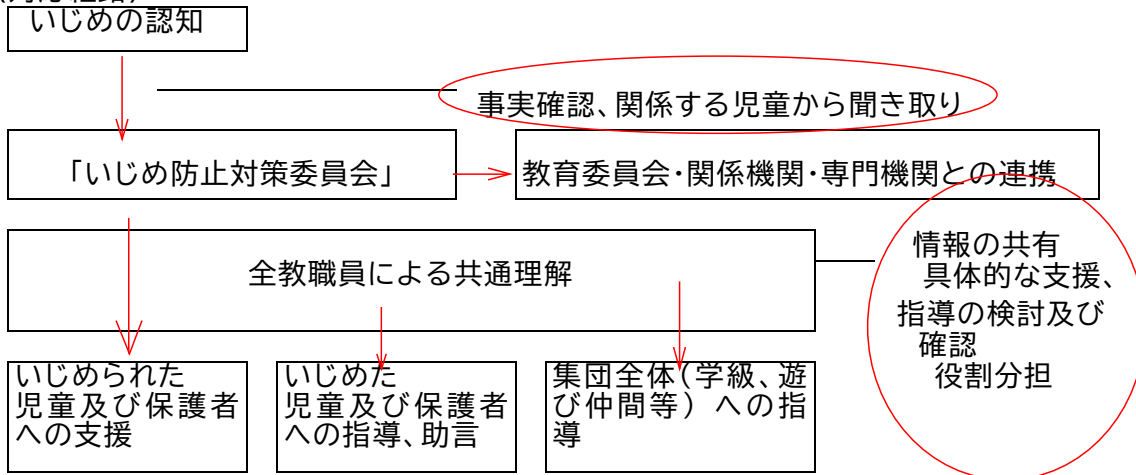
発見したり通報を受けたりした場合は、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童等を指導する。
  - ① いじめの事実や情報があつたとき、直ちに「いじめ防止対策委員会」で、情報を共有する。
  - ② 速やかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体(学級、遊び仲間等)へ支援、指導、助言を適切に行う。
  - ③ インターネットなどを通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等へ協力や援助を求める。
  - ④ 場合によっては、学校長の判断の下、出席停止命令まで検討する。
- (2) 全教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会・関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
  - ① 児童指導の情報交換で、いじめの状況を把握し、共通理解を図る。
  - ② 内容に応じて、教育委員会・関係機関・専門機関と連携し対応する。

※いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する画工に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈対応経路〉



## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し調査を行う。調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うためのものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを実施する。
- (2) 速やかに教育委員会に重大事態発生について報告する。
- (3) 調査の結果、明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して個人情報に配慮した上で適切に報告する。

## 7 その他

- ・いじめが疑われる場合には、児童支援専任が学校長、副校長と確認の上、まずは小委員会を開催する。(構成…学校長、副校長、児童支援専任、該当学年職員)
- ・毎週の打合せ・支援会議で疑われる部分について共有し、全職員で見えていく。

⑧-2-7-(2)